

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第三十八号

昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査條例に基いて鳥取縣木炭検査規則を次のように定める。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木炭検査規則

(通則)

第一條 本縣の木炭の検査（以下検査という。）については、昭和二十五年鳥取縣條例第十八号鳥取縣木炭検査條例（以下條例といふ。）によるの外、この規則の定めるところによる。

（検査を行う者に関する制限等）

第二條 検査は、木炭検査吏員（以下検査吏員といふ。）（検査を行ふ者に関する制限等）

が行う。

2 地方事務所長は、検査吏員の駐在所及びその検査区域を定めこれを公表する。

3 知事は、検査の手続に關する事項を別に定める。（検査吏員の身分証明書）

第三條 検査吏員が検査の実績を行う場合には、別に定めるその身分を示す証明書を携帶し、且つ、関係者の要求に応じてこれを示さなければならない。（検査申請方法）

第四條 條例第三條の規定による検査を申請しようとする者は、木炭の銘柄別数量及び包装別数量、受検希望年月日並びに受検希望場所を記載した申請書を木炭生産地の所轄検査吏員を経由して提出しなければならない。但し、特別の事由があるときは、検査吏員の承認を経て、口頭で検査の申請をすることができる。

本書ハ大キサハ國定格A五

昭和二十五年六月九日
一千百十五号 金曜日

00599

00600

查條例（以下條例といふ。）及び昭和二十五年鳥取縣

規則第三十八号鳥取縣木炭検査規則（以下規則といふ）に定める木炭の検査は、この手続により行うものとする。

第一條 検査又は規則第十三條の点檢（以下点檢といふ）

及び條例第三條第一項第一号及び第三号の許可は、地方事務所長の専決処理とする。

2 地方事務所長は、検査及び点檢につき特に必要があると認める場合の外、これを木炭検査吏員（以下検査吏員といふ。）に代決せしめるものとする。

第三條 地方事務所長は、規則第一條の駐在所（以下駐在所といふ。）検査区域及び駐在所に配置する検査吏員を定め又は変更しようとするときは、予めその内容につき知事に協議し、これを決定したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、駐在所に配置した検査吏員の中から駐在所の責任者を定めなければならない。

3 駐在所には、それを明示する標識を掲げなければならぬ。

2 地方事務所長は、前項の規定による検査吏員は、自己の用いる規則第十四條の証印等を他人に貸与し又は使用せしめることができない。

2 前項の証印等を不要とするとき、検査吏員は、これを地方事務所長に返納しなければならない。

第十二條 検査吏員は、木炭検査証箋を取り扱うことができない。

第十三條 検査吏員は、毎月の勤務報告及び検査成績を翌月の三日までに地方事務所長に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

第十條 検査吏員が條例又は規則に違反した者を発見したときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の違反事件の中重要と認めるも

な。

第四條 検査吏員は、自己に利害關係のある者の検査又は点檢を行うことができない。

2 検査吏員が前項の規定又は特別の事由により検査又は点檢を行うことができないときは、その駐在所に別の検査吏員のある場合を除き、直ちにその旨を地方事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

但し、急を要する場合は、最寄の駐在所の検査吏員に検査又は点檢を依頼し、その旨を直ちに地方事務所長に届け出なければならない。

2 検査吏員のある場合を除き、直ちにその旨を地方事務所長に届け出なければならない。

2 地方事務所長は、検査吏員を通じて受検地の検査吏員に交付した場合、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

第六條 検査吏員は、特別の事由がある場合は、地方事務所長の承認を受け、検査の順序を変更することができる。但し、急を要する場合は、最寄の駐在所の検査吏員に検査又は点檢を依頼し、その旨を直ちに地方事務所長に届け出なければならない。

2 地方事務所長は、検査吏員を通じて受検地の検査吏員に交付した場合、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

きる。

第七條 検査は、申請書の内容と現品又は荷票に記入された事項とを照査し條例第二條の木炭規格規程によりこれを行わなければならぬ。

第八條 規則第八條第四項の認印は、予めこれを地方事務所長に届け出なければならない。

2 検査吏員は、毎月の規則第四條の申請書を取りまとめ、翌月三日までに地方事務所長に提出しなければならない。

3 駐在所には、それを明示する標識を掲げなければならない。

4 検査吏員は、つねに検査区域内の関係者を指導し規則違反の防止に努めるものとする。

5 検査吏員が検査又は再検査若しくは点檢を行つたとき、その成績を検査簿に記載しなければならない。

但し、第四條第二項但書の依頼を受け検査又は点檢を行つた検査吏員は、その行つた検査又は点檢の成績を受検地に属する検査簿に記載しなければならない。

第六條 検査吏員が條例又は規則に違反した者を発見したときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の違反事件の中重要と認めるも

たときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の違反事件の中重要と認めるも

たときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

第十四條 地方事務所長は、事務所に木炭検査成績簿及び検査に必要と認める簿冊を備え、駐在所には、日誌文書收發簿、木炭検査簿、備品台帳、消耗品受払簿及び地方事務所長の指示する簿冊を備えさせなければならぬ。

附表

1 勤務報告

日次	勤務地	検査数量	執務要項
四 日			
三 日			
二 日			
一 日			

第十五條 この手続において取り扱う書類等の様式は、附表による。

附則

第十六條 この手続は、條例施行の日から施行する。

林産物検査施行手続は、廢止する。

2 檢查簿及檢查成績簿

木炭検査簿年度

(一)

注意 1点検の場合は、品等別の記載を要しない。

(以下省略)

2 不合格品の場合は、銘柄の記載を要しない。
3 数量は、瓶を単位とすること。

により保母資格を有する者であることを証明した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

飼料需給調整規則第十條の規定による飼料用大豆かす販賣業者を次のように登録した。

昭和二十五年六月九日

鳥取市永樂町

中川興子

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市永樂町

中川興子

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

飼料用大豆かす販賣業者登録

登録番号

登録年月日

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

◆鳥取縣告示第二百八十一号

昭和二十五年六月九日

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築

線を指定した。

一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町二五一三の二
町長 中本 覚藏

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(第三種郵便物認可) 一三

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、知事の指定する「木炭規格規程」
昭和二十五年法律第百七十五号農林物資規格法第二條
第二項の日本農林規格をいう。

一、知事の指定する「規格証票」

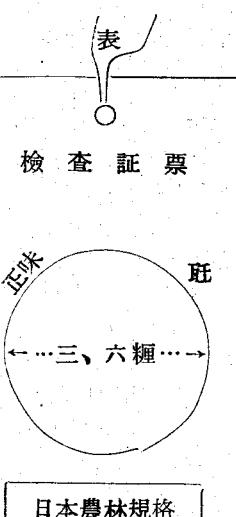
昭和二十五年法律第百七十五号農林物資規格法第十七條の規格証票をいう。

◇鳥取縣告示第二百八十八号
昭和二十五年鳥取縣規則第三十八号鳥取縣木炭検査規則
第十四條の荷票、証印及び記号を次のように定め、昭和二十三年鳥取縣告示第五百四十五号は廃止する。
昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、荷 票

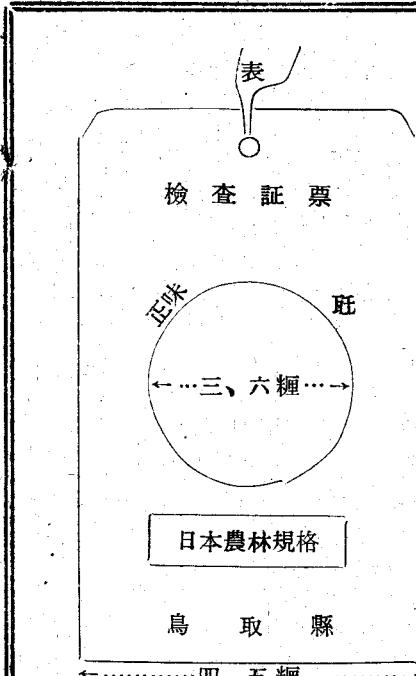
七 糰



鳥 取 縣

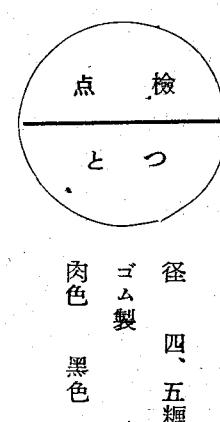
四、五糰

紙質	文字	紙色	種別		
			銘柄	白炭、黒炭	炭
厚紙	白	赤色 (円形内は白色)	かし、なら、くねぎ	白炭	炭
厚紙	白	白色 (は白色)	あい色	黒炭	炭粉、松炭、木炭
厚紙	黑	黑色	雜	不台格品	鋸屑粉、木炭



鳥 取 縣

四、五糰



点 檢

と

つ

四、五糰

ゴム製

肉色 黑色

◇鳥取縣告示第二百八十九号

健康保険法、船員保険法に基く保険医の指定を次のように取消した。

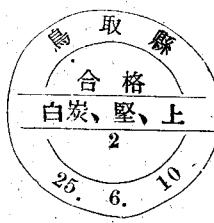
昭和二十五年六月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

治

科診名	療名	診療所	取消事由	保險医氏名	取消年月日
外科 同	市民病院	鳥取市古市一管外	轉出	德山英太郎	昭和二十五年五月二十日

三、記 号



二、証 印

茲 三、六糰

ゴム製

半月形内の数字は、検査
吏員を示す記号

内科 同	市民病院	鳥取市	同	同	荻原 宏治	取消年月日
同	同	同	同	同	同	十一日

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十号

公職選舉法第百八十九條第一号により提出のあつた公職の候補者の選舉運動に關する收入及び支出の報告書（參議院地方選出議員選舉に関するもので昭和二十五年五月二十八日迄の分）の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣選管委員長 上 根 政 幸

公職の候補者の選舉運動に關する收支に關する報告書要旨

一、選舉の種類 昭和二十五年六月四日執行 參議院地方選出議員選舉（鳥取縣選舉区）

二期 間 自昭和二十五年四月二十日 至同 年五月二十八日

三、報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他 の収入の総額	立候補準備の ための支出	選舉運動の ための支出	支 出	の 総 額	差 引	受 告 書
		円	円	円	円	円	円	年 月 日
徳安実藏	浅尾信男	三〇三,000	一,五六,00	一,三七,00	一,三五,七四,00	二五,五,三〇	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
中田吉雄	中尾潤一郎	三五,000	一,三四,00	一,三四,00	一,三三,三三,00	二五,五,三〇	同	同
福本和夫	山本達男	一四,四〇〇	一一,〇〇,〇〇	一〇九,六一,五〇	一〇九,六一,五〇	西,四八,五〇	同	同
四、主要な寄附者及び支出								

（）寄附者

候補者氏名

寄附の総額

件数

寄附者氏名又は團体名

住所又は主たる事務所の所在地

同

1、徳安実藏

四五,〇〇〇

1

日本共產黨委員会

鳥取市西町

2、中田吉雄

一〇,〇〇〇

1

涌島義博

同

3、福本和夫

五〇〇,〇〇

1

津田義隆

同

4、

五,〇〇〇,〇〇

1

東伯地区委員会

同

5、

三,〇〇〇,〇〇

1

竹本節

同

6、

七,〇〇〇,〇〇

1

寺坂友雄

同

7、

一〇,〇〇〇,〇〇

1

米村建

同

8、

二,〇〇〇,〇〇

1

松岡正也外六名

農業

八頭郡河原町

9、

四,〇〇〇,〇〇

1

山口義行

政党役員

東伯郡上小鴨村

10、

一六,三〇〇,〇〇

1

松山和夫外四五名

同

鳥取市西町

11、

一,〇〇〇,〇〇

1

石尾実

同

同吉方

12、

一,一〇〇,〇〇

2

大前隆

政党書記

同

00613

五、〇〇〇、〇〇	一 家森亘外二〇名 同	東伯郡榮村
一〇、〇〇〇、〇〇	一 米原 祖 代議士	東京都太田区
一、五〇〇、〇〇	一 田江裕外六名 政黨役員	鳥取市西町
一、〇〇〇、〇〇	一 西上忠幸 同	同行德
二、〇〇〇、〇〇	一 後藤宗外六名 農業	西伯郡縣村
一、二〇〇、〇〇	一 遠藤愛治 政黨役員	日野郡根雨町
一、五〇〇、〇〇	一 木島庄平外四名 工員	八頭郡若櫻町
二、〇〇〇、〇〇	一 前川政子 会社員	鳥取市西町
四、〇〇〇、〇〇	一 西川 駿 商業	米子市中町
一、〇〇〇、〇〇	一 安田文男 農業	東伯郡南谷村
一〇、一〇〇、〇〇	一 田江弘外三〇名 同	同下北條村
一、〇〇〇、〇〇	一 森下良夫 政黨役員	鳥取市吉方
一、〇〇〇、〇〇	一 石尾美外三名 商業	米子市中町
二、〇〇〇、〇〇	一 土居武一 政黨役員	八頭郡若櫻町
五〇〇、〇〇	一 松岡恒治 商業	鳥取市卯垣
一、〇〇〇、〇〇	一 伊藤昭二外二名 政黨役員	氣高郡湖山村
三、〇〇〇、〇〇	一 河毛市治 会社長	鳥取市瓦町
一、〇〇〇、〇〇	一 北川信孝 商業	鳥取市瓦町

00614

(二)

支
出

候補者氏名

1、徳安実藏

支出の総額

五八、七〇八、〇〇

件数

三七

支出の目的

人件費

2、中田吉雄	五、〇〇〇、〇〇	一 岡本睦男外一二名 同	東伯郡倉吉町
3、八〇〇、〇〇	一 二〇、〇〇	一 安田勝榮 農業	西伯郡中浜村
七、八一六、〇〇	一 六一〇、〇〇	一 裏坂憲一 同	八頭郡船岡村
一、六三五、〇〇	一 五四五〇、〇〇	一 岡田一郎 文具商	鳥取市西町
七、〇〇〇、〇〇	一 七五〇、〇〇	一 橋浦泰雄 著述業	東京都
五、四四〇、〇〇	一 一〇	一 通信費	家屋費
七、九八〇、〇〇	一 一〇	一 廣告費	文具費
一、〇一〇、〇〇	一 一〇	一 印刷費	休泊費
七、〇〇〇、〇〇	一 二	一 雜費	通信費
三、八〇〇、〇〇	二 五	一 印刷費	印刷費

00615

二三、二五一、〇〇	一四	廣告費
九、〇一四、〇〇	三八	文具費
四二〇、〇〇	三	交通費
二、五九〇、〇〇	五	休泊費
五、七九六、〇〇	三二	雜費
三、福本和夫	七七	人件費
六四、四〇〇、〇〇	二	家屋費
一、五〇〇、〇〇	二	通信費
一、九〇一、〇〇	六	交通費
一二、〇〇〇、〇〇	二	印刷費
三三〇、〇〇	一	廣告費
三六〇、五〇	九	文具費
一、三五五、〇〇	五	食糧費
一八、八〇〇、〇〇	三〇	休泊費
九、〇二五、〇〇	三七	雜費

00616

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二號

昭和二十五年六月四日執行の參議院地方選出選舉につき
鳥取縣選舉区において左の者が當選したので昭和二十五
年六月八日當選証書を附与した。

昭和二十五年六月九日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

住所 鳥取縣八頭郡若櫻町大字若櫻二六六番地 二
氏名 中田吉雄

公安委員會告示

◆鳥取縣公安委員會告示第三号

「各号の一に該当するものには運轉免許を与えない」
鳥取縣道路交通取締規則の一部を次のように改正する。
とあるを

昭和二十五年六月九日

鳥取縣公安委員會

第十七條中

「第一号乃至第八号の一に該当するものには運轉免許
を与えない。但し第七号、第八号に該当する場合は情
状により、これを与えることができる」に改め、同條
第一号、第六号、第七号を次のように改め第八号を追
加する。
「一免許申請若しくは受験に際し不正を行つたもの」
「六性能又は身体に著しい欠陥があつて自動車を運轉
するに適しないと認めるもの」
「七免許を受けないで自動車を運轉し発覚した日から
六ヶ月を経過しないもの」
「八屢々交通法規に違反したもの」

附則

この規則は昭和二十五年六月九日から施行する。

彙報

「各号の一に該当するものには運轉免許を与えない」

鳥取縣道路交通取締規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年五月三十日付をもつて、鳥取食糧事務所

00617

根雨支所に出張所を次の通り増設した旨農林省鳥取食糧事務所長より通知があつた。

記

出張所名 鳥取食糧事務所根雨支所根雨出張所

所在地 鳥取縣日野郡根雨町字根雨四〇九

管轄区域 根雨町、日野村、黒坂町

昭和二十五年六月九日印刷
昭和二十五年六月九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

印 發
刷 烏
鳥 取 者 縣
所 烏 取 烏
鳥 取 市 取
鳥 取 東 町
縣 印 刷 所
印 刷 所 縣